

保 受	健 付	所 印

年 月 日

(宛先) 寝屋川市保健所長

管理者氏名

放射線診療装置等備付届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条の規定により下記のとおり届出します。

記

医 療 機 関 名	
所 在 地	〒 電話 ()
備付(使用予定)日	年 月 日
備 付 事 項	1 診療用高エネルギー放射線発生装置 ② 診療用粒子線照射装置 3 診療用放射線照射装置 4 診療用放射線照射器具 5 放射性同位元素装備診療機器
開設(変更)許可番号	第 号 年 月 日

保 受	健 付	所 印

年 月 日

(宛先) 寝屋川市保健所長

管理者氏名

放射線診療装置等変更届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第11号及び第29条
第2項の規定により、下記のとおり届出します。

記

医 療 機 関 名	
所 在 地	〒 電話 ()
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	1 診療用高エネルギー放射線発生装置 ② 診療用粒子線照射装置 3 診療用放射線照射装置 4 診療用放射線照射器具 5 放射性同位元素装備診療機器
変 更 内 容	1 装置、放射性同位元素に関すること 2 使用室に関すること 3 予防措置の概要に関すること 4 放射線従事職員に関すること
一 部 変 更 許 可 番 号	第 号 年 月 日

変 更 概 要 (内容を具体的に)	変 更 前	
	製 作 者 名	
	型 式	(呼 称)
	性能 (※1)	
	使用の方法 (※2)	
	変 更 後	
	製 作 者 名	
	型 式	(呼 称)
	性能 (※1)	
	使用の方法 (※2)	

[記入上の注意]

- 1 変更しようとする内容を具体的かつ詳細に左欄に記入すること。
- 2 変更する内容が装置に関する場合は、変更前・変更後の製作者名・型式等を記入すること。
- 3 変更する内容が使用施設に関する場合は、変更後欄に使用中の装置の制作者名等を記入すること。
なお、変更前・変更後の図面を添付すること。
- 4 「使用の方法」には線源の位置、1週間当たりの使用時間数及び3月間当たりの使用時間数、利用線錘方向についても記載すること。

※1 粒子線の種類、最大エネルギー、最大出力等を記入すること。

※2 線源の位置、1週間当たりの使用時間数及び3月間の当たりの使用時間数、利用線錘方向について

1. 放射線診療装置等に関すること

1 - 1 診療用粒子線照射装置に関すること			
(呼 称) : ()			
診療用粒子線照射装置	製作者名		
	型 式		
	製造年月		
性能 (注1)			
使用の方法 (注2)			
照射管容器の利用線錘以外の放射線量 (利用線錘の放射線量の1/1000)	則30の2の2	有	・ 無
照射終了直後の不要放射線からの 防 護 措 置	則30の2の2	有	・ 無
放射線照射時の自動表示装置	則30の2の2	有	・ 無
使用室出入口開放時の発生回路開放位 保持自動装置 (インターロック)	則30の2の2	有	・ 無
使 用 室 名			
1 - 2 放射線障害の防止に関する予防措置の概要			
監視用モニター	有	・	無
放射線照射時の自動表示装置	有	・	無
エックス線シミュレータの併設	有	・	無
放射線測定器	有	種類・名称 ・ ・ ・ ・	無
校正用線源	有	・	無

(注1) 粒子線の種類、最大エネルギー、最大出力等を記入すること。

(注2) 線源の位置、1週間当たりの使用時間数及び3月間の当たりの使用時間数、利用線錘方向についても記入する

２．放射線診療室等に関すること

２－１ 放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要				
室 名				
使用室の防護物概要	建築物の構造		構造 ・ 材料 ・ 厚さ	
	天井			
	床			
	周囲の隔壁等	北		
		東		
		南		
		西		
出入り口の扉				
放射化物保管設備又は保管廃棄設備		有	・	無
操作室（操作する場所）		有	・	無
使用室である旨の標識		有	・	無
画壁外側の実効線量が 1 mSv/週 以下となる措置		有	・	無
放射線線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患者あて	則30の13	有 ・ 無
		従事者あて		有 ・ 無
管理区域	管理区域を設ける場所		則30の16	添付図面のとおり
	境界における実効線量が 1.3mSv/3月 以下となる措置			有 ・ 無
	標 識			有 ・ 無
	立ち入り制限措置			有 ・ 無
敷地居住区域の境界における実効線量が $250\text{ }\mu\text{Sv/3月}$ 以下となる措置		則30の17	有 ・ 無	
敷地境界における実効線量が $250\text{ }\mu\text{Sv/3月}$ 以下となる措置			有 ・ 無	
入院患者（診療による被ばくする放射線を除く）の実効線量が 1.3mSv/3月 以下となる措置		則30の19	有 ・ 無	
取扱者の被ばく測定用具の名称		有	種類・名称 ・ ガラスバッチ ・ OSL線量計 ・ ポケット線量計 ・ TLD	無

3. 放射線診療従事者等に関すること

放射線診療に従事する医師・歯科医師・診療放射線技師の氏名、経歴等		
氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
年 月 日生		資格取得年月日： 免許証番号：第 号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

1 添付書類

- 1) 病院・診療所の全体図面
- 2) 使用室等の隣接部（上下階を含む）の平面図
- 3) 使用室の詳細図面
- 4) 遮蔽計算書
- 5) 診療所が届出を行う場合には、医療法上の申請と齟齬がないことを確認するため、原子力規制委員会あての申請書の写し
- 6) 使用室に障害防止法の許可を得た放射化物保管設備又は保管廃棄設備を備える場合は許可証の写しを添付すること

2 作成上の注意

- 1) 添付図面 1、2、3 に管理区域を明示すること。
- 2) 添付図面 3 に管理区域の標識、使用中の表示、注意事項の掲示した位置を明示すること
- 3) 該当しない欄は斜線で埋める。
- 4) 様式サイズは、A4 とする。

3 開設許可番号等の記入について

病院及び非医師開設の診療所で、開設許可又は開設許可事項中一部変更許可がある場合は

保 受	健 付	所 印

年 月 日

(宛先) 寝屋川市保健所長

管理者氏名

放射線診療装置等廃止届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第12号及び第29条
第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

医 療 機 関 名	
所 在 地	〒 電話 ()
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 事 項	1 診療用高エネルギー放射線発生装置 ② 診療用粒子線照射装置 3 診療用放射線照射装置 4 診療用放射線照射器具 5 放射性同位元素装備診療機器
廃 止 理 由	1 医療機関の閉鎖 〔閉鎖・移転・組織変更・その他 ()〕 2 装置、放射性同位元素のみ廃止

廃止届に関すること

廃止した、診療用粒子線照射装置に関すること	
製 作 者 名	
型 式	(呼 称)
廃止した理由	